

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和5年9月19日開催 日本証券業協会]

1. 7月G20及び9月G20サミットの成果物について

- 2023年7月17日から18日にかけて、インドのガンディーナガルにおいてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が、2023年9月9日から10日にかけてインドのニューデリーでG20首脳会議が開催された。両会合における金融分野の主な成果をご紹介したい。
 - ・ 暗号資産やステーブルコインの規制・監督に関して、FSBのハイレベル勧告を支持するとともに、FSB及び基準設定主体に対し、これらの勧告の実効的かつ適時の実施の促進を求めた。また、暗号資産に関するFATF基準のグローバルな実施の加速や、DeFi及び個人間で行われる取引（P2P取引）を含む新たな技術やイノベーションのリスクに関する作業への支持が示された。加えて、G20首脳宣言では、9月7日に公表されたIMF及びFSBによる統合報告書が歓迎され、同報告書に含まれたロードマップの今後の実施についてG20財務大臣・中央銀行総裁が議論することとされた。同報告書においては、FSBの作業と併せて、IMFが検討する暗号資産がマクロ経済に与える影響等の議論が盛り込まれている。
 - ・ サステナブルファイナンスに関しては、2021年に策定された「G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」で推奨された行動を推進するための更なる努力が求められている。これには、2022年のG20で策定された「トランジション・ファイナンス枠組」の実施も含まれている。
 - ・ サステナビリティ開示に関しては、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によって公表された2023年6月のサステナビリティ及び気候関連の情報開示基準最終化が歓迎された。
 - ・ また、2023年6月に公表された「サードパーティーリスク管理及び監視の強化」に関するFSBの市中協議報告書が歓迎された。当該市中協議報告書には、金融機関のリスク管理や金融当局のオーバーサイトを向上させるためのツールキットが含まれており、これらのツールキットが、金融機関のオペレーショナル・レジリエンスを高め、重要なサードパーティーへの依存度の高まりから生じる課題に対処することに期待が示された。
 - ・ その他の金融セクターの課題については、OECD閣僚理事会で採択された

G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則の改訂版を承認するとともに、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチ、サイバーインシデント報告に関するFSBの市中協議報告書等が歓迎された。

- 引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

2. 金融行政方針の公表について

- 2023年8月29日、令和5事務年度の金融行政方針を公表した。これは、事務年度ごとに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするものであり、本事務年度においては、4本柱で構成している。
- 基本的にこれまでの金融庁の行政の考え方や課題意識を踏まえたものとなっていると考えている。
- 金融庁としては、各金融機関と課題認識等を共有し、建設的な対話を行うことが重要であり、この金融行政方針は、その点で良い材料になると考えている。金融庁では、今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、行政方針の内容で不明な点、懸念点、提言したい点があれば、気軽に問い合わせ等をしていただきたい。

3. 業態横断的なモニタリング方針等について

- 2023事務年度の金融行政方針の中で、今事務年度の業態横断的なモニタリング方針について記載しているので、確認いただきたい。
- 金融庁としては、各項目について、データ分析や金融機関との対話を通じ、深度あるモニタリングを実施していきたいと考えている。効率的な運営に配慮するので、ご協力をお願いしたい。

4. 2023事務年度の証券モニタリング全般について

- 2023事務年度の金融行政方針において、証券会社に対するモニタリング方針として盛り込んでいる点についてご紹介したい。
 - ・ まず、仕組債等の高リスクの金融商品の組成・販売勧誘態勢等について、2023年7月から複雑な仕組債等に関する新たな自主規制ガイドラインが施

行され、各社において対応がなされているところであるが、その順守状況について、当庁としてもモニタリングにおいてフォローアップさせていただく。

- ・ また、顧客本位の業務運営の取組を深化させ、顧客の真のニーズを捉えた商品組成・販売がなされているかなど、プロダクトガバナンスの観点からも、各社の取組状況についてモニタリングを行う。具体的には、各社とも、様々なリスク性金融商品を導入され、想定顧客層の明確化を図るとともに、商品導入後も販売実績を基に商品性を事後検証した上で、必要に応じて商品を見直し・廃止いただいていると思うが、その一連のサイクルが顧客の最善の利益の追求に資するものとなっているかについて確認させていただく。
 - ・ 不公正取引等を検知し防止するためには、各社の態勢整備が重要であることから、各社において実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢が構築されているかについても、モニタリングを行う。
 - ・ 昨今、取引のオンライン化・低廉化が進み、加えて、各社の提供する商品やサービスが多様化している。このように競争環境が日々変化している中で、それを踏まえた持続可能なビジネスモデルを各社がどのように構築していくかについて、経営陣を含めて深度ある対話を行うとともに、業容に応じたリスク管理態勢の構築を促していきたいと考えている。
 - ・ 最後に、グローバルな事業展開をしている大手証券会社については、海外ビジネスにおける安定的な収益性の確保に向けた戦略や取組内容、各社の事業戦略に見合った実効性のあるガバナンスやリスク管理態勢が構築されているか、などについても、モニタリングを行っていく。
- このように、各社の特性とそれに応じた課題を十分に踏まえて、引き続き、深度ある対話に努めていきたい。

5. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 金融庁では、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」）を採択した金融事業者を掲載した「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表しているが、9月8日、最新版を公表した。
- 金融機関におかれては、顧客本位の業務運営に関する取組を進化させるため、改めて、顧客や現場の従業員のつもりで取組方針を読み直し、以下を確認するとともに、営業現場において取組方針が実践されるよう取り組んでいただきたい。

- ・ 策定・公表した取組方針が、
 - ①顧客目線になっているか(資産運用・資産形成に向け、どのような支援をしてくれるのかが具体的に分かる内容か)、
 - ②従業員目線になっているか(取り組むべき行動が明確であり、営業現場でも実現可能な内容か(=「取組方針」の品質向上))
- ・ 販売・管理態勢、2線・3線の態勢、業績評価等は適切か、営業現場は取組方針を実践できているか(=「取組方針」の実践)

6. サイバーセキュリティの強化について

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、今年も10月にサイバーセキュリティ演習(Delta Wall VIII)を実施予定。
- 参加金融機関におかれては、経営層も積極的に参加いただき、インシデント発生時の意思決定、サイバー攻撃の検知・顧客対応・業務復旧など、コンティンジェンシープランの実効性について確認いただきたい。
- 次に、6月下旬に協会を通じて各金融機関に依頼した「サイバーセキュリティに関する点検票」※に基づく自己評価については、現在、日本銀行・当庁で自己評価結果を集約中。
- 11月以降、他の金融機関対比での自組織の位置付けなどに関する情報の還元を予定している。経営陣におかれては、評価結果に基づき、人員・予算、人材育成を含め、体制整備と対策の実効性向上を主導していただきたい。

7. 経済安全保障推進法に基づく内閣府令の公表等について

- 経済安全保障推進法で規定された「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保」に関する制度(2024年春制度開始)では、「特定社会基盤事業者」が、「特定重要設備」の導入や、他の事業者へ委託して特定重要設備の「重要維持管理等」を行う場合に、主務大臣に計画書を事前届出することを求めている。
- 先般、「特定社会基盤事業者の指定基準」及び「特定重要設備」に関する内閣府令(案)の意見公募を行ったところであるが、9月15日、「重要維持管理等」及び各種手続等に関する内閣府令(案)についても意見公募を開始したところ。

- 金融庁としては、円滑な制度開始に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続きご協力いただきたい。なお、金融庁を含む関係省庁は、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置している。各金融機関におかれては、こちらも積極的にご活用いただきたい。

8. マネロン対策等に係る広報について

- 金融庁は、2023年7月より、金融機関による継続的顧客管理の重要性・必要性を訴求した国民向けインターネット広告の配信（ユーチューブ広告やバナー広告）を開始した。配信期間は2024年3月中旬までを予定している。
- 各金融機関におかれては、例えば、金融庁ウェブサイトに掲載されているURLのQRコードリンクを顧客宛ての確認書面に記載するなど、顧客に対してのご説明・ご案内の際に積極的に活用いただきたい。
- 今後も、より多くの一般利用者にマネロン対策等について理解と協力をいただけるよう、引き続き広報に力を入れていきたい。

9. Japan Weeks について

- 9月25日から10月6日にかけて、「Japan Weeks」を開催する。海外の投資家や資産運用会社等を集中的に日本に招致した上で、日本の金融資本市場としての魅力や政府の取組み等を発信する予定。
- 各種イベントの中には皆様にご参加いただけるものもあるところ、詳細はJapan Weeksの特設ページをご覧ください、ぜひご参加いただきたい。

10. 税制改正要望について

- 8月31日、令和6年度の税制改正要望項目を公表した。
- 主要な項目としては、
 - ① 「資産所得倍増プラン」及び「資産運用立国」の実現に向けた措置として、
 - ・ 関係手続のデジタル化等 NISA の利便性向上等、

- ・ 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し、
 - ・ 金融所得課税の一体化、
- ② 「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現に向けた措置として、
- ・ クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し、
 - ・ 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長、
 - ・ 海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットイング、
- ③ 保険については、生命保険料控除制度の拡充、
- ④ 暗号資産については、第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し
- などを要望している。

- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、業界の皆様におかれても、引き続き、ご協力をお願いしたい。

11. 新しいNISAの開始に向けて

- 令和5年度税制改正においてNISAの抜本的拡充・恒久化が実現し、2024年1月より新しいNISAが開始することとなっている。
- 新しいNISA制度は、長期・積立・分散投資を基本とし、企業の成長投資につなげつつ、利用者一人ひとりのニーズに応じた柔軟な投資が可能なものとなっており、中間層を中心とする幅広い層における長期安定的な資産形成に資するものと考えている。
- 金融庁としては、新しいNISAの活用を通じて、多くの方に資産形成を実現していただきたいと考えているが、そのためには、利用者と日頃から接している皆様の対応や協力が不可欠である。
- 販売会社となる証券会社の皆様におかれては、長期・積立・分散投資により安定的な資産形成を目的とする制度趣旨を改めてご確認いただき、顧客がそれぞれのニーズに応じた投資が実現できるよう、顧客本位での販売・勧誘、信頼されるサービスの提供を、引き続きよろしくお願いしたい。

例えば、新しいNISAの成長投資枠においては、複利による長期での運用効果が低い毎月分配型商品を対象外としているが、毎月分配型でないにしても、元本を取り崩して分配を行う商品や、分配頻度の高い商品については、長期の資産形成を目的とする制度趣旨に即しているのか、真に顧客のためになっているのかといった観点が必要と考えており、販売・勧誘にあたっては、よくご確認いただきたい。

- これらも含め、業界の皆様とは、NISAのブランド化に向けて、顧客本位の観点から、商品・サービスをより良いものにしていくべく、これ以外の論点も含めて引き続き議論させていただきたい。

12. 証券会社の最近の経営動向について

- 証券会社の最近の経営動向について申し述べたい。
- 証券会社の第1四半期決算は、世界的な株高などマーケット環境の改善もあり、総じて良好であったと認識している。
- 一方、その中でも、各社それぞれにおいて、経営上の課題があるとも聞かれており、経営環境は決して甘くないものと受け止めている。
- こうした中、グローバルな金融機関（投資銀行）においては、各種業務の不振により業績の低迷に苦しむ金融機関も散見されるが、その中においても前向きかつ将来を見据えた動きも出ていたりするなど、徐々に回復の兆しが出始めている。
- 翻って、本邦証券会社でも、厳しい市場・競争環境の中で、地域金融機関とのアライアンス強化や海外での企業買収など、前向きなチャレンジがいくつも出てきている。
- 各社においては、家計の安定的な資産形成を促進する担い手として、資産所得倍増プランの実行に大きな役割を果たすことが期待されているところ、各社のビジネスモデルについても深度ある対話を行わせていただきたい。

13. 資産運用立国の実現に向けた取組みについて

- 資産運用立国の実現に向けた取組みについては、年内の具体的な政策プランの策定に向けて、関係者から課題認識を伺いながら検討を進めているところ。
- 方向性については、8月末に公表した「金融行政方針」でお示ししていると

おりであり、関係省庁との連携を含め全庁的な取組みになるが、監督部門としては、金融グループに属する資産運用会社に関し、グループ内での経営戦略上の位置づけや運用人材育成の状況などについて注視していきたいと考えている。

14. 令和5年台風第6号、第7号及び第13号に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和5年台風第6号、第7号及び第13号に伴う災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の台風に伴う災害等に対し、沖縄県、京都府、兵庫県、鳥取県、千葉県、茨城県及び福島県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する沖縄総合事務局及び財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

(以 上)